

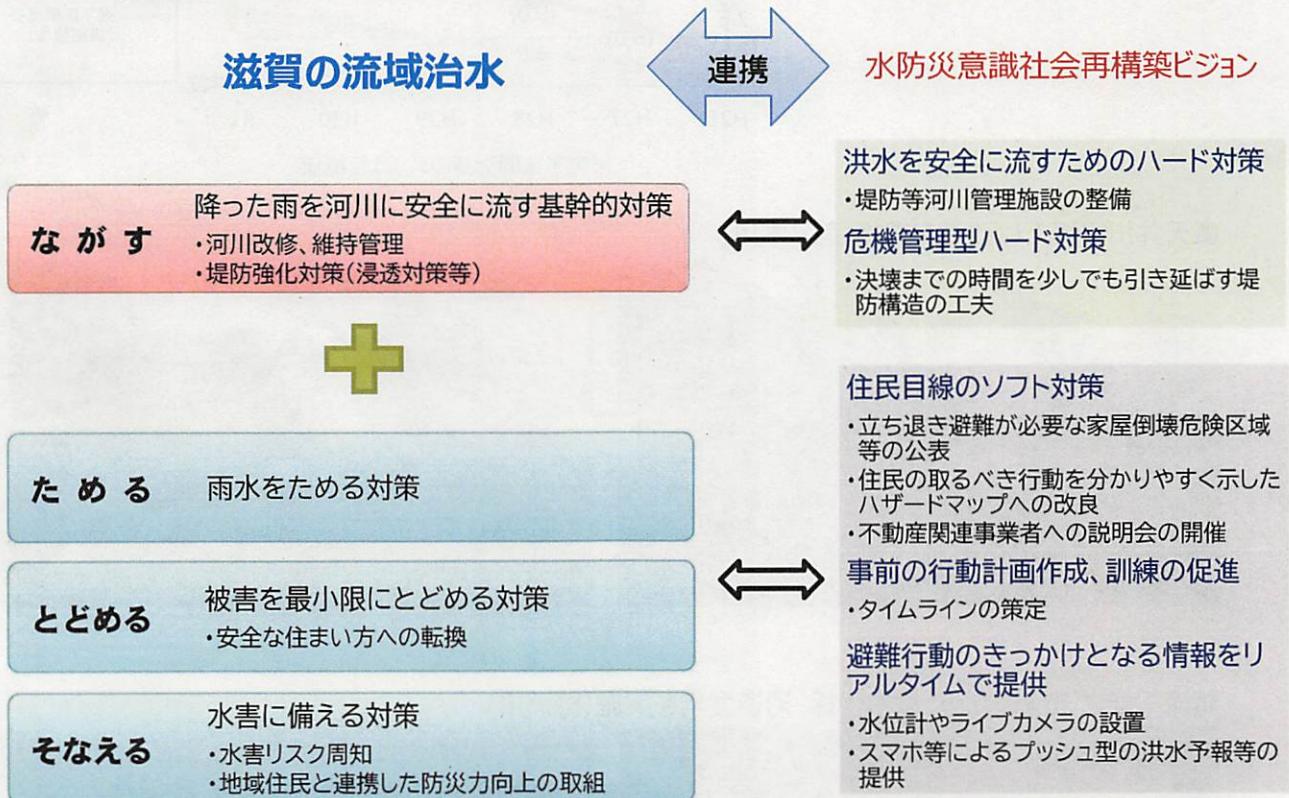
滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（令和元年度実績）

概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

（施策の実施状況の報告）
第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

H26.9.1 17市町で設定

H30.12.20 全市町で設定

R2.3.31 全市町で更新

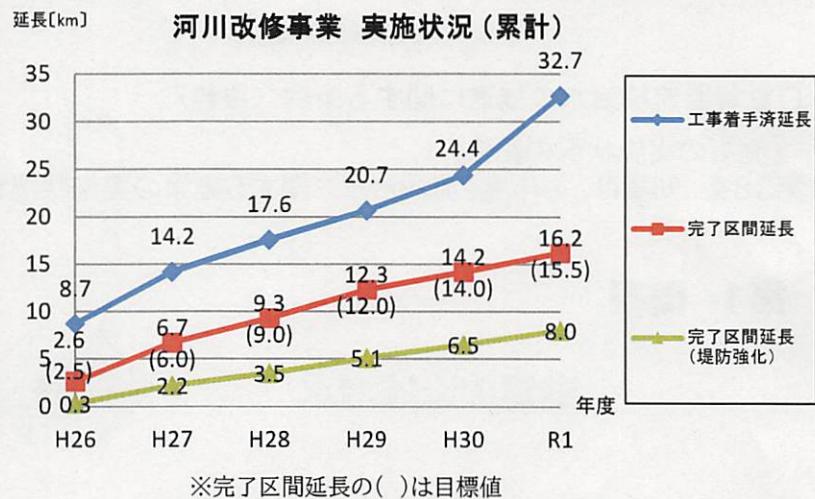
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（河川における氾濫防止対策）

◆河川改修事業

○「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（第1期：H26～H30、第2期：R1～R5）に基づき実施

- ・流下能力の向上を図る対策
- ・堤防強化を図る対策



■天井川の切下げ改修を実施(藤ノ木川)



■流下能力確保のため、樹木伐採、河道掘削を実施(野洲川)

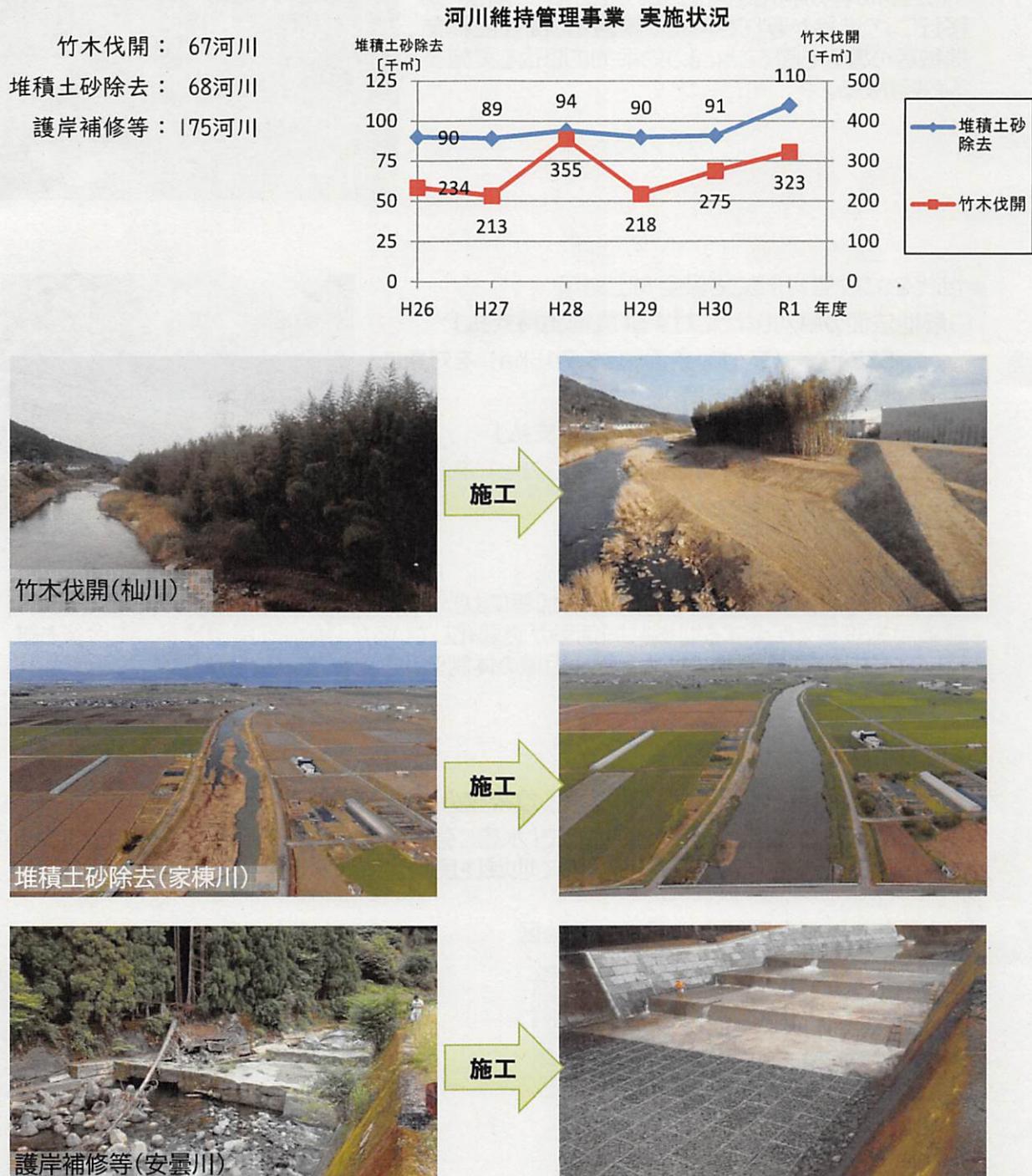


【課題】

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。
今後とも、日野川などで大規模特定河川事業制度（個別補助）をより一層活用するなど、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施。
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施。



【課題】

土砂の堆積や護岸の破損など、新たな維持管理必要箇所が発生するため、地域の意見等をふまえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

(2) 「ためる」対策（集水地域における雨水貯留浸透対策）

◆環境に配慮した森林づくり

- 目標3,100haに対して、1,742ha（56%達成）の森林整備を実施。

【課題】

間伐材の有効利用を図るために搬出を伴う間伐への移行により進歩が遅れているが、集約化、高性能林業機械等の導入を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。



◆世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

- 農地法面の草刈りなどに対する「農地維持支払」
 - ⇒ 557組織（交付対象面積35,745ha）を対象に、地域共同活動を支援
- 水路等の補修などに対する「資源向上支払」
 - ⇒ 493組織（交付対象面積34,032ha）を対象に、地域共同活動を支援

【課題】

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化しているが、雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。



(3) 「とどめる」対策（氾濫原における建築物の建築の制限等）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討。

東近江市きぬがさ町城東地区ほか2地区

R2.2.13～ 区域指定の案の縦覧
↓
R2.2.27 東近江市長意見照会



【課題】

他の対象地区においても、先行地区での取組で得られた経験や手法を活かして、迅速に区域指定ができるよう、計画的かつ積極的に取り組んでいかなければならない。

(4) 「そなえる」対策（浸水に備えるための対策）

◆水害に強い地域づくり協議会

- 県下各圏域において、浸水被害の回避・軽減に関する必要な対策に関する事項等について協議。

圏域協議会： 4回
防災情報WG： 10回
住民WG： 29回

東近江圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
(令和2年1月30日開催)



- 新たに水害リスクの高い4地区で、出前講座や水害履歴調査、水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手。



【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図ることが必要である一方、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

- 自治会や学校、団体などに対して、出前講座や水害図上訓練等を実施。
(延べ44団体、約2,600人)



【課題】

引き続き、地域や団体の要請に応じて出前講座等を実施とともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し、今後も計画的・重点的に取り組む必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

- 東近江市きぬがさ町城東地区ほか2地区の浸水警戒区域指定に向けて審議の準備